

(仮称)熊本市環境影響評価条例 の基本的事項について

令和6年5月22日(水)

環境政策課

- 1 環境影響評価条例制定の背景
- 2 環境影響評価条例の手続方法
- 3 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)
- 4 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

1. 環境影響評価条例制定の背景

(1) 条例制定の背景

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害が多発し、市民の環境に対する関心は高まっており、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」は重要なものとなっている。

< 条例制定の検討までの経緯 >

令和3年10月: 熊本市環境基本条例を改正し、「環境への配慮の推進」を規定

本市が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者に対し、「環境影響評価を行うために必要な措置を講ずること。」を新たに規定(条例第8条)。

令和4年3月: 第4次熊本市環境総合計画を策定し、「環境影響評価条例の制定」を明記

令和6年度までに環境影響評価条例を制定し、環境影響評価に必要な評価体制を構築することを明記(「第3章 施策7-1 環境影響評価を推進する」に明記(P65))。

本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け検討を開始したものの。

1. 環境影響評価条例制定の背景

(2) 環境影響評価制度とは

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)を行う場合、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業計画段階から、事業者自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業実施につなげていく制度。

※ 全ての都道府県及び本市を除く政令指定都市並びに一部の中核市(吹田市、尼崎市)の計68自治体が環境影響評価条例を制定。

(3) 条例制定の意義

- ① 本市の清らかな地下水や豊かな緑、歴史文化遺産などの保全に向けて、地域特性に応じたきめ細かな環境影響評価制度を構築することができる。
- ② 本市から事業者に対して、熊本県を介さず、主体的に環境影響評価手続を求め、直接意見を述べるなど環境保全上の必要な措置を求めることができる。
- ③ 社会情勢の変化によって生じる環境問題などに対して、本市独自の条例に基づく制度の見直しなどにより柔軟に対応することができる。

1. 環境影響評価条例制定の背景

(4) 環境影響評価条例で定める基本的事項等 ☆:令和6年度の審議事項

本市の環境影響評価条例の制定にあたっては、以下の①から③に掲げる基本的事項を定める必要があり、令和5年度に環境審議会で審議を行った(令和6年3月答申)。

令和6年度は、条例の具体的な検討に加え、④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(環境影響評価技術指針)の検討を行う。

① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法を設定。

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定。

③ 環境影響評価の対象事業・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定。

☆ ④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目等を設定。

環境審議会
で審議

令和5年度

条例で規定
(条例の基本的事項)

令和6年度

技術指針
で規定

1. 環境影響評価条例制定の背景

(5) 環境影響評価条例の検討の視点

本市の地域特性や近年の社会背景を考慮しつつ、以下の3つの視点をもって環境影響評価制度を構築することとしている。

① 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市であるため、このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入する。

② 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化やネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とする。

③ 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とする。

1. 環境影響評価条例制定の背景

(6) 本市の環境影響評価条例の前提条件

○ 熊本県環境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

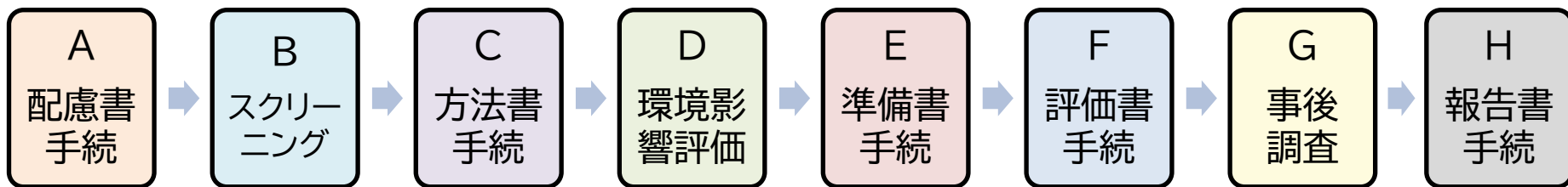


- 本市独自の条例を制定すれば、市域内で実施される事業が必ず市条例に基づき環境影響評価が実施されるわけではない。
- 市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より緩くしてしまうと、市条例では環境影響評価の対象でなくとも、県条例で対象となってしまう。
- そのため、本市の環境保全に主体的に取り組むためには、**県条例を基本**に本市の条例を検討していく必要がある。

2. 環境影響評価条例の手続方法

(1) 環境影響評価の手続方法

各自治体では、以下の「A 配慮書手続」から「H 報告書手続」までの手続方法から自治体の実情に応じて必要なものを選定。



手続方法	手続内容	他自治体の状況	県の状況
A 配慮書手続	重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階(事業の位置や規模などの検討段階)において、簡易的に調査、予測、評価を行う手続	42/68自治体で規定 14/19政令市で規定	○ (規定)
B スクリーニング	事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続	21/68自治体で規定 5/19政令市で規定	× (規定予定)
C 方法書手続	「配慮書手続」で決定した事業計画の環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を行うかを定める手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
D 環境影響評価	「方法書手続」で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価するもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
E 準備書手続	「環境影響評価」で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
F 評価書手続	「準備書手続」で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
G 事後調査	予測の不確実性が大きい環境保全対策や実績が少ない環境保全対策を実施する場合に、工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査を行うもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
H 報告書手続	「事後調査」を実施した結果やこの調査により判明した環境影響に対する環境保全対策について工事終了後に取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)

2. 環境影響評価条例の手続方法

(2) 環境影響評価手続の課題と対応

★:令和6年度の審議事項

環境影響評価制度は、本市の環境保全に資する制度である一方で、事業者には一定の負担を求めることとなる。そのため、以下の課題に対応するため、「スクリーニング」を採用し、環境影響に応じた迅速かつ効果的な環境影響評価手続を構築する。

課題

- ① 対象事業の規模要件のみによる環境影響評価手続の一律義務化
(高性能な施設への建替等、環境負荷が小さくなる場合でも手続を求めている)
- ② 環境影響評価手続に要する長い期間(3~4年程度)と多額の費用負担

- スクリーニングを導入することにより、事業特性や地域特性などに応じた環境影響評価手続の要否の判断が可能になる。



ただし、環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐため、環境影響の程度を判断するための「判定基準」の明確化が必要になる。

効果

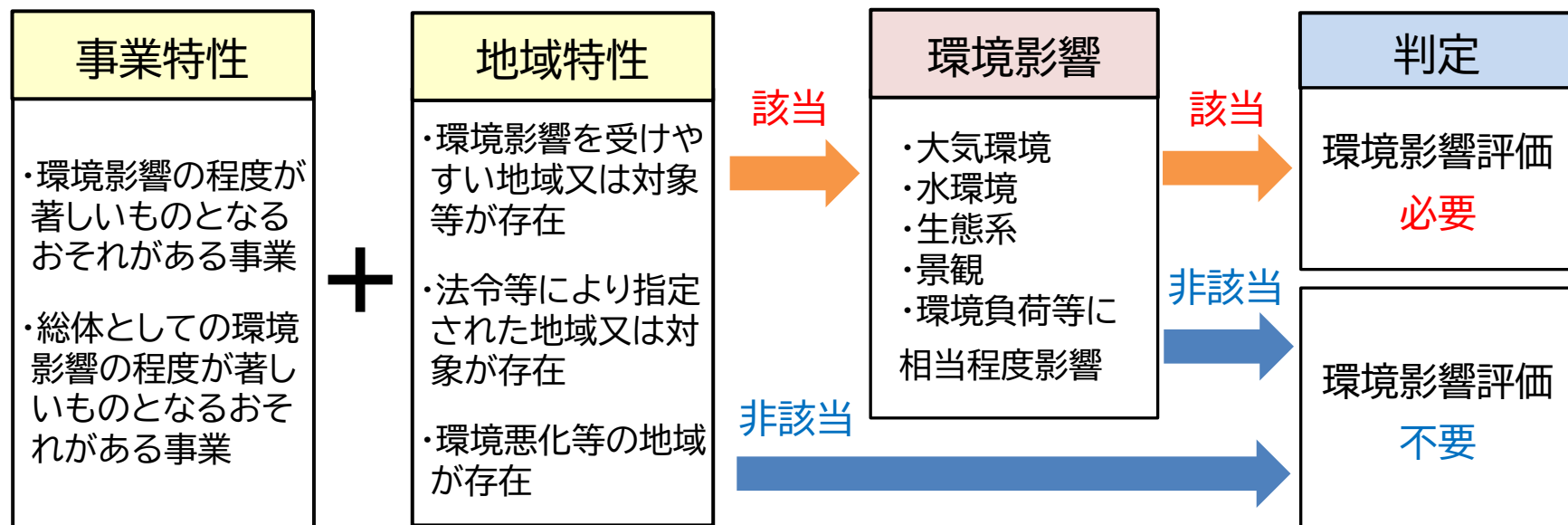
※ 熊本県でも本市の検討状況を踏まえ、スクリーニングを導入予定

- ① 環境影響に応じて環境影響評価手続の要否を適宜判断することができる。
- ② 事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促すことができる。
- ③ 手続不要の場合は、事業着手までの期間短縮や手続費用の削減につながる。

2. 環境影響評価条例の手続方法

(3) 一般的なスクリーニングの判定フロー

「事業特性」や「地域特性」、事業実施による「環境への影響」を考慮し、環境影響評価の要否を判定する。



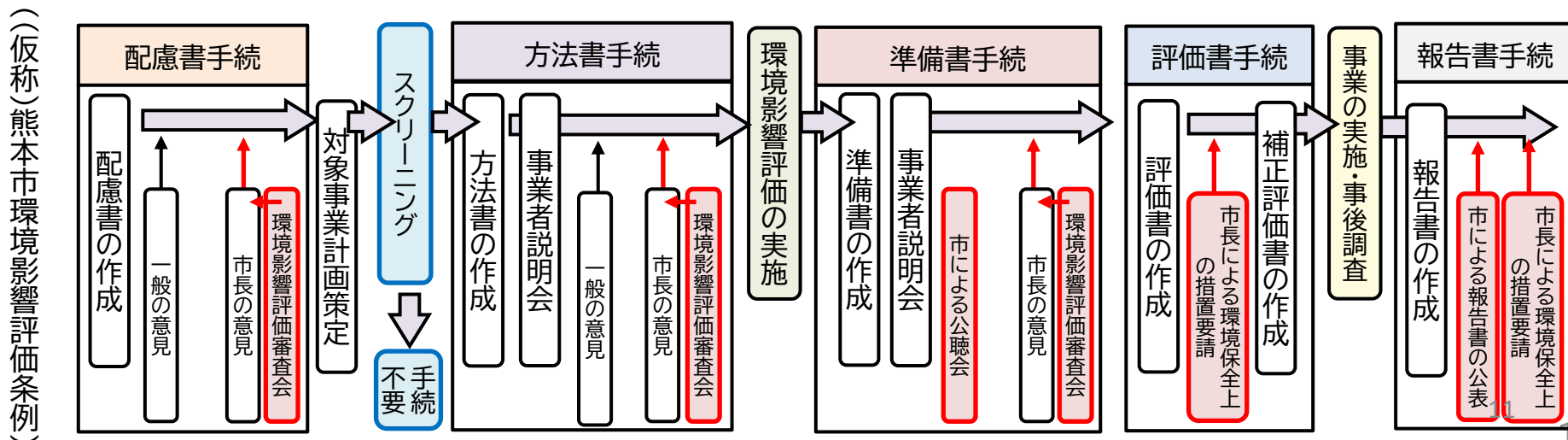
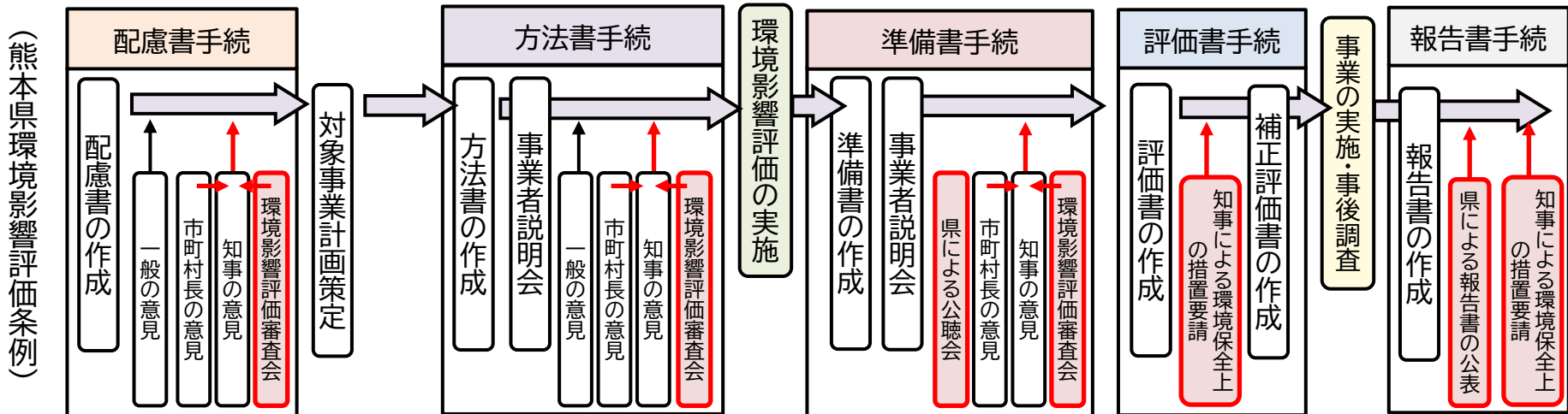
<環境影響が小さいと考えられる事例>

- 既に開発が行われたゴルフ場跡地、造林地の跡地、造成地の一部拡張 等
- リプレース事業(発電所、焼却施設、林業・バイオマス関係の工場等) 等
- 既存文献等により重要な生物種等が存在しない地域 等

2. 環境影響評価条例の手續方法

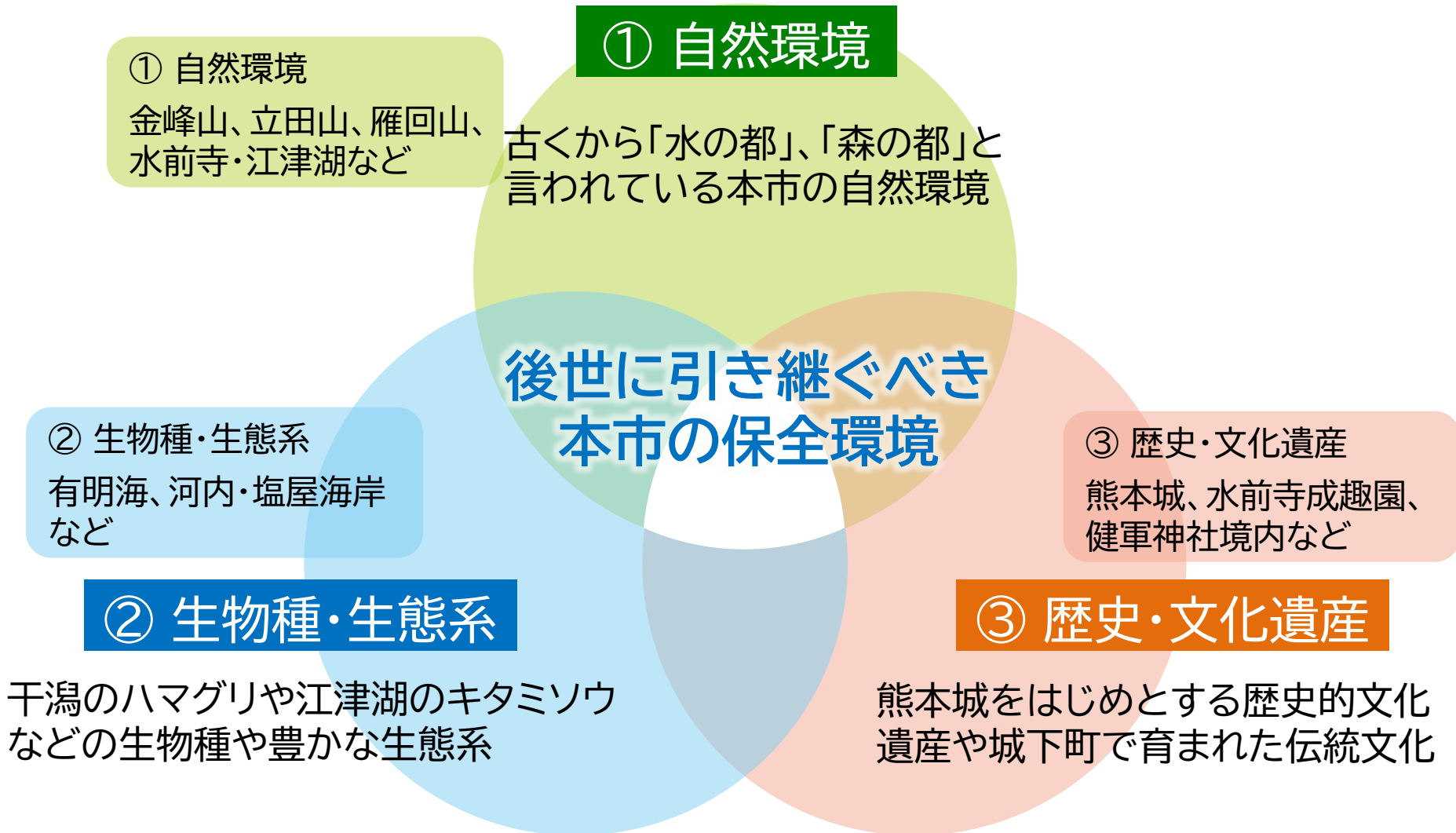
(4) 本市の環境影響評価の手續方法

熊本県の環境影響評価条例の手續方法を基本とし、**環境影響が小さいと考えられる事業を対象に「スクリーニング」を導入**する。 ※ 熊本県もスクリーニングを導入予定。



3. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(1) 本市の地域特性に応じた特に保全が必要な地域



3. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(2) 本市の地域区分(ゾーニング)

★:令和6年度の審議事項

本市の特徴である自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産について、より環境への配慮が必要な地域を、「**指定地域**」に設定。 **地域区分(ゾーニング)の地図は、「資料4-2」参照**

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

★ 対象事業が指定地域にどのように関わる場合に規模要件を厳しくするか検討が必要。3

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(1) 本市の対象事業の種類

<熊本市の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

出典:環境影響評価情報支援ネットワークHPの資料を引用・改編

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地 区画整理事業(法)	新住宅市街地 開発事業(法)	工業団地 造成事業	新都市基盤 整備事業(法)	流通業務団地 造成事業(法)	宅地の造成 の事業	住宅団地 造成事業	農用地 造成事業	畜産施設	レクリエー ション施設	都計第2種 工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂 処分場等	下水終末 処理場	浄水配水 施設用地	大規模建 築物(高層 建築物)	工場事業 場	ガス供給・ 熱供給	試験研究 団地	学校用地	墓地・墓 園	公園	複合事業		
国	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	-	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	-
熊本市	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●

●:対象事業 ▲:対象事業(他の対象事業に含まれるもの)

- 市域内で事業実施の可能性があるため、県条例の対象事業はすべて本市の対象事業とする。
- この他、「**大規模建築物(高層建築物)**」と「**複合事業**」についても、本市の地域特性を踏まえ対象事業とする。

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(2) 大規模建築物(高層建築物)の追加の必要性 ☆:令和6年度の審議事項

近年、本市では、比較的大規模な建築物が建築されており、今後も更なる都市開発により大規模な建築物の建築も想定される。

大規模建築物(高層建築物)の建築による環境影響

工事中の影響

建設機械の稼働による騒音、振動、
大気汚染など

影響評価

供用時の影響

高層建築物による景観、日照阻害、
電波障害、風害など

環境影響評価手続による効果

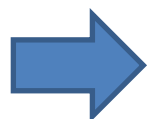
- ① 地域住民や利害関係者との意見交換による建築紛争等のトラブルを低減する
- ② 早期段階から有識者等からの意見聴取による重大な環境影響等を回避する
- ③ 事業者環境保全対策等の必要な措置を求めることができる

☆ 一方で、中心市街地の老朽化建物の建替促進(まちなか再生プロジェクト)も重要であり、建築物環境配慮制度(CASBEE)を活用した手続の迅速化の検討も必要。

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(3) 大規模建築物(高層建築物)の規模要件

- 環境影響評価は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境保全の適正な配慮がなされることを求めるもの。
- これまでの本市の大規模な建築物の建築状況(延べ面積5万㎡以上かつ高さ100m以上の建築実績が少なく環境影響の知見が十分でないこと)や市街地等の開発と環境保全のバランス、他の政令指定都市の規模要件を踏まえ、以下のとおり規模要件を設定。



大規模建築物(高層建築物)：高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上

<本市の高さ100m以上又は延べ面積5万㎡以上の建築物>

番号	名称	高さ[m]	階	所在地	竣工	延べ床面積
1	ザ・熊本タワー(複合施設)	126	35	熊本市西区	2013	約52,500㎡
2	MJR熊本ゲートタワー(マンション)	110	30	熊本市西区	2026	約27,000㎡
3	MJR熊本ザ・タワー(マンション)	110	30	熊本市西区	2023	25,196㎡
4	(参考)桜町再開発ビル	60	15	熊本市中央区	2019	約160,325㎡
5	(参考)JR熊本駅ビル	59	12	熊本市西区	2021	約86,300㎡

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(4) 複合事業の追加の必要性

★: 令和6年度の審議事項

- 個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じる場合がある。

(例) レクリエーション施設20ha + 土地区画整理事業10ha 合計30ha

※ 各事業規模では、環境影響評価の規模要件(25ha以上)に満たないが合計で規模要件(25ha)以上となる場合がある。



- 一体的に実施される事業を「複合事業」として規定することで、今後、市域で複合事業が行われる場合には、適切に環境影響評価を求めることができる。
- また、複数の規模要件未満の事業(切り分け事業等)のような「アセス逃れ」の事業に対しても、適切に環境影響評価を求めることができる。



本市でも「複合事業」を設定し、広く一定の開発行為に対して適切に環境影響評価を求める



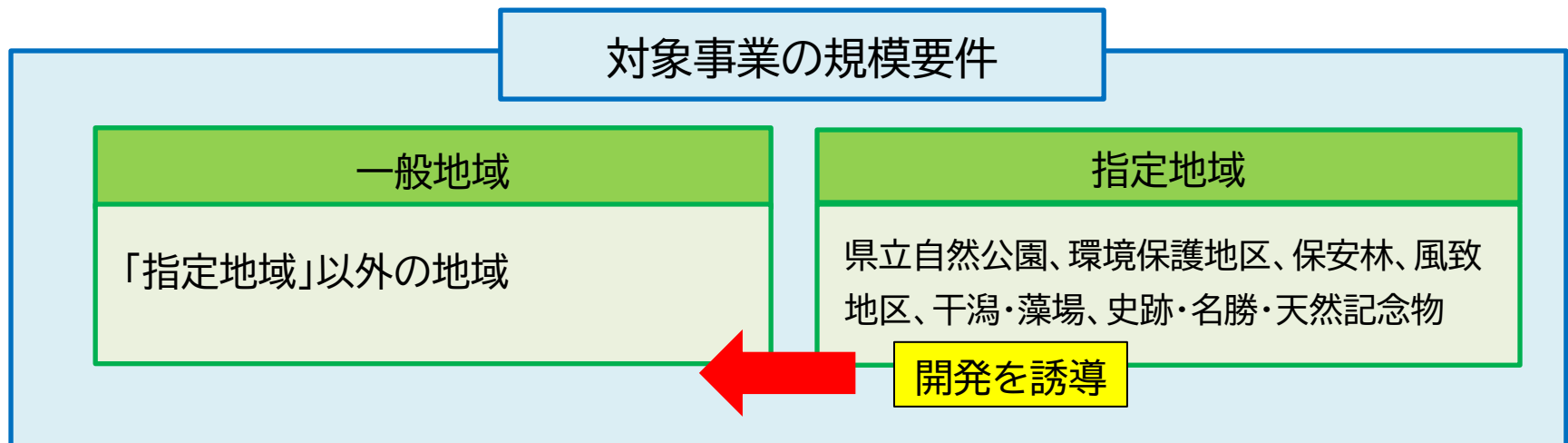
一体的に開発される可能性のある事業の種類の下検討や一体的と判断する場合の事業の「近接性」、「実施時期」、「実施主体」の基準等の検討が必要。

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(5) 本市の対象事業の規模要件

- 「指定地域」： 自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から重要な地域
- 「一般地域」： 「指定地域」以外
- 「一般地域」の規模要件は県条例と同等、「指定地域」は原則、一般地域の50%
- その他、事業特性上必要に応じて個別に設定

「指定地域」の規模要件を強化することで、「一般地域」へ開発が誘導される効果を期待



対象事業の種類・規模要件は、「資料4-3」参照

【補足】熊本県環境影響評価条例施行規則改正

(1) 規則改正の内容(令和5年10月改正)

地下水涵養の促進

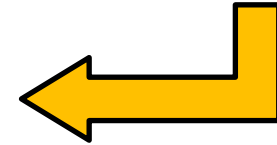
<熊本県環境影響評価条例施行規則の改正> (造成等の面事業について)

① 地下水涵養指針改正:「地下水採取量に見合う量(採取量の10割)」のかん養を義務化

+

② 土地の造成等開発により減少するかん養量以上のかん養

地下水保全地域の面事業の規模要件(50ha←25ha)に見直し



① 「地下水の涵養の促進に関する指針」の改正

- 今後、企業等の地下水の採取量が増大した場合、現状の採取量とかん養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があるため、地下水かん養量の目標量を「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に改正。

② 「熊本県環境影響評価条例施行規則」の改正

- 地下水保全地域内で、「地下水の採取量」と「開発により減少するかん養量」の合計を超える涵養等を行うことが確実であると見込まれる面事業に限り、面積25ha以上である規模要件を、一般の地域と同様の面積50ha以上にするよう改正。


※ 地下水保全地域:熊本市ほか、県内19市町村が対象

【補足】熊本県環境影響評価条例施行規則改正

(2) 地下水涵養によるアセス要件緩和の条件 :令和6年度の審議事項

(地下水涵養等を行うことが確実であると見込まれる条件)

- ① 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
 - ② 事業者等が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
 - ③ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所において①又は②に規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。
 - ④ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。 など
- ※ 活動実施者:事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者

 原則、熊本県の「地下水涵養によるアセス要件緩和の条件」を基本とすることを想定しているが、本市でも同様の運用や審査体制が構築できるように整理が必要。

【補足】熊本県環境影響評価条例施行規則改正

(3) 地下水保全地域の面事業の規模要件が厳しい理由

熊本県では、水道水源の約8割を地下水に依存し、特に熊本地域では、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、地下水は将来に亘り保全しなければならない最も重要な環境要素。



地下水涵養量の確保に向けた取組

県内全域における面事業の規模要件は面積50haであるが、地下水保全地域においては面積25haで設定されている。

(4) 本市の県条例規則改正への対応

地下水涵養を促進するため、熊本県規則改正と同様の考え方を適用する。

事業の種類	事業の規模要件等	
	一般地域	指定地域
土地区画整理事業 工業団地造成事業 等	面積25ha以上 (ただし、一定の要件を満たす 場合は面積50ha以上)	面積12.5ha以上 (ただし、一定の要件を満たす 場合は面積25ha以上)